

船員保険制度改正セミナー



～平成22年1月より、船員保険制度が大きく変わります～

平成22年1月より、船員保険制度の一部が労働保険制度に統合されることに伴い、労働基準監督署およびハローワークへの届出等が必要となります。また、船員である船舶所有者の方が労災保険制度から給付を受けるためには、特別加入制度に加入し、労働保険事務組合への事務委託が必須となります。

労働保険の成立手続について分かりやすく解説いたします。

是非ご参加下さい！！

★開催日時 平成21年 12月22日(火) 13:30～15:00

★会場 GO&DOビル6F研修室
広島市中区大手町5丁目17-13

お車でお越しのお客様は、最寄のコインパーキングをご利用下さい。



★プログラム

- (1) 船員保険制度改正の概要
- (2) 労働保険の成立手続
- (3) 概算保険料申告・納付手続
- (4) 労働保険事務組合制度と特別加入

★個別相談コーナー：皆様の疑問点にきめ細かく対応します。

下記の申込書により、FAXにてお申し込み下さい。

合同労務・合同労働保険事務組合行き		FAX: (082) 504-0505	
「船員保険制度改正セミナー」参加申込書			
ご興味をお持ちの内容	<input type="checkbox"/> 船員保険制度改正	<input type="checkbox"/> 労働保険成立手続	<input type="checkbox"/> 概算保険料申告・納付 <input type="checkbox"/> 特別加入
貴社名	窓口ご担当者名		
所在地	〒	TEL:	FAX: E-mail:
受講者所属・氏名			(計 名)

新時代を的確にキャッチした
経営フロンティアへ

合同総研/合同労務・合同労働保険事務組合
GODOSOUKEN CO.,LTD



担当/咲花 連絡先/TEL :082-504-0504